

ドライバー等安全教育訓練助成要綱

一般社団法人宮崎県トラック協会

（目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人 宮崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）が行うトラックドライバーまたは安全運転管理者（以下「ドライバー等」という。）に対する安全教育訓練の実施を促進する為の助成金（以下「助成金」という。）交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

（資格・要件）

第2条 助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、県ト協会員事業者であって、第3条に定める安全教育訓練施設（以下「研修施設」という。）に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する会員事業者とする。但し、前年度会費未納会員については、助成対象外とする。

（助成交付対象研修施設）

第3条 助成対象となる研修施設は次に掲げるとおりとする。

（1）指定研修施設

全ト協が指定する総合的な設備を有する安全教育訓練施設

（2）県ト協指定研修施設

県ト協が指定する安全教育訓練施設

（助成対象研修）

第4条 助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、県ト協が指定する。

（助成額）

第5条 助成金の額は次に掲げるとおりとする。

（1）指定研修施設における研修

研修受講料の全額（受講料総額の7割全ト協負担、残り3割県ト協負担）

※ただしGマーク事業所の場合は受講料総額の全額を全ト協負担

（2）県ト協指定の研修

研修受講料の全額

（研修受講料）

第6条 研修受講料には研修受講料及びテキスト代等の研修費用のほか、研修に付随する、研修施設が定めるもしくは基準とする宿泊費並びに食事代等の費用を含めるものとする。

（助成適否の事前確認）

第7条 助成対象事業者は、資格・要件及び人数枠等による助成適用の可否等について、事前に県ト協の確認を得なければならない。

（施設の予約と申し込み）

第8条 前条の確認を得た助成対象事業者は、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をしたうえで、所定の「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」を、県ト協会長に対して提出しなければならない。（全ト協指定研修施設での研修申込については全ト協要綱に準ずる）